

# 図書館とインターネットを活用した 「調べ学習」の課題と方法

池田裕子・安藤友晴

## ●要約

新たな情報が現れては消える情報化社会の進展に伴い、情報の更新ができない紙媒体はもとより、それ以外のさまざまな情報資源を駆使する力量の育成が教育現場における現代的な課題となっている。私たちの大学では、この課題に向かうための取り組みを司書教諭の資格を取得するための授業のなかで行っている。加えて、私たちの大学の特徴を生かした試みとして、2010年1月から始動した教員免許状更新講習において、「調べ学習」の指導法を5度に渡って展開してきた。

それらの授業や講座を担当する過程で筆者らが痛感したことは、今や図書館とインターネットを活用した「調べ学習」の教育方法 特にインターネットを使用する際に注意すべき事項の習得は、ひとり司書教諭だけの課題ではなく、教員全てにとって必要不可欠な課題であるということである。そうであるにもかかわらず、その方法は必ずしも正確に浸透しているとは言えない。

そこで、本稿においては、これまで私たちの大学で行ってきた一連の取り組みの紹介として、授業や講座で使用したテキストを示しながら「調べ学習」の指導上押さえておきたい諸点を提示して、効果的な教育方法を模索することにした。

## ●キーワード

調べ学習

学習指導要領

実質陶冶と形式陶冶

自己教育力

情報活用能力

情報リテラシー

コンピュータ・リテラシー

メディア・リテラシー

学校図書館

情報探索

## はじめに

稚内北星学園大学では、新しい図書館法の施行に伴い2010（平成22）年度から図書館情報学課程を設置した。これは、次から次へと新たな情報が現れては消える情報化社会の進展に伴い、情報の更新ができない紙媒体はもとより、そのほかのさまざまな情報資源を駆使する力量を育成するという現代的な課題に際して、情報メディア学部の課程にいかん図書館情報学を位置づけるかを試行する取り組みであった。この課題に向かうためのいわば中核的な科目としては、司書教諭の資格を取得するために必要な必修科目である「学習指導と学校図書館」がある。加えて、情報メディア学部の先駆者としての歴史を有する本大学の特徴を生かした取り組みとして、2010（平成22）年1月から始動した教員免許状更新講習の選択領域において、「調べ学習」の指導法に関する講座を5度に渡って展開してきた。それらの講座を担当する過程で筆者らが痛感したことは、今や図書館とインターネットを活用した「調べ学習」の教育方法 特 にインターネットを使用する際に注意すべき事項の習得 は、ひとり司書教諭だけの課題ではなく、教員全てにとって必要不可欠な課題であるということである。そうであるにもかかわらず、その方法は必ずしも正確に浸透しているとは言えないのではないか。

そこで、本稿においては、これまで稚内北星学園大学で行ってきた一連の「調べ学習」に関する取り組みの紹介として、授業や講座で使用したテキストを示しながら「調べ学習」の指導上押さえておきたい諸点を提示して、より効果的な教育方法を模索することにした。

第1章「今、なぜ『調べ学習』が推奨されているのか」は、授業や講座の前提にあたる部分である。ここでは、日本の高度経済成長期を起点とした社会情勢と教育観の変化を追い、それに対応する形で求められる人材像が変化してきたことについて述べる。第2章「学校図書館とカリキュラムの歴史」では、なぜ学校図書館の活用が低調な時期が続いたのかについて、学習指導要領の変遷を踏まえた検討を行うとともに、これからの図書館の役割について具体的に提示する。第3章「『調べ学習』に必要な情報活用能力とは何か」では、「調べ学習」における情報活用能力が「コンピュータ・リテラシー」のみに重点が置かれているという現状を確認し、「調べ学習」に必要な能力としては「コンピュータ・リテラシー」以外にも「情報リテラシー」や「メディア・リテラシー」が存在するという点を明らかにする。第4章「『調べ学習』における情報源の活用」では、「調べ学習」に必要な「情報リテラシー」として図書館とインターネットの利用法、とりわけ学校図書館の重要性について論じた。第5章「『調べ学習』における情報の活用」では、「調べ学習」に必要な「メディア・リテラシー」として情報の評価と情報源の使い分けの方法を実例とともに論じた。

本稿は、池田裕子・安藤友晴による共同研究である。執筆は、「はじめに」「第1章」「第2章」を池田が、「第3章」「第4章」「第5章」「おわりに」を安藤がそれぞれ分担し、その後、二者による全体的な討議を行った。

## 1. 今、なぜ「調べ学習」が推奨されているのか

### (1) 高度経済成長下における産業構造の変化と生涯学習概念の登場

1955（昭和30）年から1973（昭和48）年にかけて、日本は高度経済成長の時代であった。この期の大きな特徴は、欧米先進国から導入した大量生産方式を中核とする技術革新を伴う産業構造の変化であり、

それは第一次産業の全体に占める割合の減少と、第二次産業、とりわけ製造業の割合の増大という現象として表面化した。1960（昭和35）年になると、第二次産業の就業者は第一次産業の就業者を凌駕した（間宏『高度経済成長下の生活世界』文真堂、1994年、11頁）。こうした動向は、農村から都市への人口移動を激増させた。

工業化と都市化の著しい進展は、家族の形態に加えて地域社会を変容させた。家族間のコミュニケーションが薄れるとともに地縁性が希薄化し、それに依存していた幾つかの社会教育活動にも変化の兆しが現れた。

技術革新は医療の世界にも福音をもたらした。医療技術の発達による乳幼児死亡率の減少と寿命の延長である。このことは、リタイア後の過ごし方に人々の関心を向けさせた。このように、さまざまな分野における技術革新は、人々の生活に経済的、あるいは時間的余裕を生じさせた。情報化が進展し新たな知識や技術の獲得が必須化するなかで、進みつつある高学歴化も相俟って、これらの現象は、生涯にわたる学びの需要を生み出した。この変化に対応するため、文部大臣は、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」社会教育審議会に諮問し、同審議会より答申が提出された。

【資料】「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」社会教育審議会答申

（1971（昭和46）年4月30日）

（生涯教育）

生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会では、いかに高度な学校教育を受けた人であっても、次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。

この答申において、学校教育が人生の一時期の教育に過ぎないという認識が現れる。この認識の延長線上で、1958（昭和33）年の学習指導要領以来展開されてきた、高度成長型の系統主義に基づく暗記中心の「知識偏重的」なカリキュラムの見直しが提言された。この見直しでポイントとなるのが「実質陶冶」と「形式陶冶」である。

（2）「実質陶冶」中心の教育課程に「形式陶冶」を付加

生涯学習の理念を受けて行われた学習指導要領の1977（昭和52）年改訂は、知識や技術の伝達に重きを置いてきた「実質陶冶」を中心とするカリキュラムに、思考力や判断力などを向上させ、学び方を学ぶ「形式陶冶」を付加した構成へと転換するための最初の提言であった。この動きに重なったのが「ゆとり教育」である。学校においては、基礎・基本（学校で最低限教えておきたい教材）をしっかりと修得したうえで、学ぶ方法を身につけるといった考え方を採用した。

【資料】「実質陶冶と形式陶冶」

一定の教育内容を媒介として間接的な人間形成をはかる教授の動きは、文化の伝達・受容の過

程にかかわって、文化内容の獲得と、獲得した内容に働きかける学習主体の能力の形成という2つの側面からとらえることができる。前者は学習内容(=教材)の実質的価値と効果を尊重し、個々の知識や技能の習得それ自体を主たる目的とする教授活動であり、実質陶冶と呼ばれる。後者は一定の教材の学習を手段として思考力、記憶力、判断力などの諸能力の形成を主たる目的とする側面であり、形式陶冶と呼ばれる。

出典) 安井一郎「形式陶冶と実質陶冶」岩内亮一ほか編『教育学用語辞典 第4版』学文社、2011年、81頁

つまり、学校は、児童・生徒が教師から学ぶ場というだけではなく、児童・生徒自らが学ぶ姿勢と方法とを身につける場であることが要請されるようになった。

【資料】「生涯学習について」中央教育審議会答申(1981(昭和56)年6月11日)

## 第1章 わが国における生涯教育の意義

### 1 生涯教育の意義

今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。...(中略)...この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。...(以下略)...

このように、変化の激しい社会のなかで長い人生をより豊かに送ろうとする時、学校を卒えた後も自ら学び続ける力を持ち続けることが期待されている。そのために必要な能力として浮上してきたのが「自己教育力」というキーワードであった。

### (3) 情報化社会の到来と「自己教育力」の登場

情報化社会の到来に伴い、「生涯教育」からより主体的な「生涯学習」という概念への変化があり、生涯にわたって主体的に学ぶ人間像の形成に寄与する能力として「自己教育力」の育成が学校教育の課題として掲げられた。具体的には、1983(昭和58)年11月15日に中央教育審議会教育内容等小委員会が提示した「審議過程報告」に「自己教育力」の育成を提示した(平久江祐司「自己教育力を育成するための学校図書館利用指導 - 教育改革の観点から - 」『図書館学会年報』Vol42、No 2、1996年6月、114頁)。

「自己教育力」概念は、1965(昭和40)年の生涯学習理念を受けて1974(昭和49)年に社会教育審議会が建議した「在学青少年の社会教育」の中にある「学・社連携」の考え方に端を発している。生涯学習理念は、学校における教育の終了という通念を崩し、学校教育を生涯にわたる学習の初期という位置づけへと変化させた。

この考え方の背景には、情報化社会に際して学校教育現場で行われる教育活動が多様化し、教師の多忙感を招いたことがあった。すでに現在では社会に出てから必要となるであろう知識の量は膨大か

つ多様となっており、学校教育においてすべてを教え込もうとする考え方には限界が来ている。そこで、学校においては、最小限の教育を行い後は社会教育が担うという観点がでてきたのである。学校教育は、将来子どもたちが新しい問題に出会っても自分で対処できるような最小限必要な知識を与え「学び方を学ぶ」場所にするという発想の転換が行われた（香川正弘・宮坂広作編『生涯学習の創造』ミネルヴァ書房、1994年、159-160頁）。それに伴い、自ら学ぶ姿勢が重視され、社会教育施設としての図書館との連携、学校図書館司書教諭制度の整備という観点を伴う形で、「自己教育力」概念が臨時教育審議会が発足する前年の1983（昭和53）年11月に登場した。

そこには、二十一世紀を志向する教育改革の重点として、①「自己教育力」（自己学習能力、問題解決能力、情報活用能力）の育成、②基礎・基本の徹底、③個性と創造性の伸長、④文化と伝統の尊重の4項目が以下の通り挙げられている。

【資料】中央教育審議会教育内容等小委員会「審議過程報告Ⅱ 時代の変化と学校教育の在り方について 四、今後重視されなければならない視点（1）自己教育力の育成（11月15日）

自己教育力とは、まずもって、学習への意欲である。児童生徒に学習への動機を与え、学ぶことの楽しさや達成の喜びを体得させることが大切である。いわゆる実物ないし本物教育あるいは体験的学習など学習の手段や方法が重視される。また、児童・生徒の能力・適性あるいは興味・関心に配慮することも重要である。

自己教育力は、さらに学習の仕方の習得である。今後の社会の変化を考えると、将来の日常生活や職業生活において、何をどのように学ぶのかという学習の仕方についての能力を身に付けるということが大切である。このために、学校教育において、基礎的・基本的な知識・技能を着実に学習させるとともに、問題解決的あるいは問題探求的な学習方法を重視する必要がある。

自己教育力は、これからの変化の激しい社会における生き方の問題にもかかわるものである。特に中等教育の段階では、自己を生涯にわたって教育し続ける意志を形成することが求められているものと考えられる。…（中略）…

学校教育は単なる知識の伝達場ではない。思考力・判断力・創造力を養うことを知育の基本に据え、発達の段階に応じて、最小限必要な知識・技能を確実に身に付けさせるようにすべきである。…（以下略）…

出典）文部省『教育内容等小委員会審議経過報告』1983年。

かくして、新しい学力観に伴う「自己教育力」の育成が図書館学と連携して登場するに至った。従って、「自己教育力」育成のための「調べ学習」は、調べるための施設である学校図書館の整備と共に進展させなければならない。教師が学校図書館の整備に積極的に関わることなしに「自己教育力」を育成しようとするには限界がある。

1989（平成元）年の学習指導要領改訂では、「自己教育力」の育成が学校教育全体の課題として提示されるとともに「自己教育力」育成の一環として情報化への対応としての情報活用能力の育成が重視された。「総則」には、学校図書館の機能の活用に努めることが新たに盛り込まれた。

ここでは、従来の「知識偏重型」の教育を改め、社会の変化に主体的に対応する能力の育成を目指

した「新しい学力観」が示される。これも「自己教育力」の育成を意識したものである。こうした動きに伴う形で、1911（平成3）年には学校図書館憲章が発表された。この理念は「自己教育力」の育成を中心課題としている。

さらに、1996（平成8）年発表の中央教育審議会答申では「生きる力」が目標として掲げられ、2002（平成14）年には、学力低下問題に対応する動きの中で、「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」が文部科学省から出された。基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などを育成することにより、「生きる力」の知的側面である「確かな学力」の育成を図ろうとする考え方は、1996年（平成8年）の中央教育審議会答申以来の一貫した考え方である。

【資料】学校図書館憲章 1991（平成3）年5月11日

わが国は、いま生涯学習社会、国際化社会、高度情報社会、個性重視社会への変革を迫られている。これにともない教育もまた大きな転換を現実の課題としている。自己更新する能力、異文化を理解し多様な価値観を認める態度、情報を収集分析する能力、自己の意見や生きかたを大切にしながら他を認める態度の育成など、今日ほど教育に求められているときはない。

そのために、学校は学習を構造的に改革し、児童生徒が自ら課題を発見し、情報を探索し、発表し、討論して、創造的に知識を自己のものとするような学習を展開することが至上の命題となってきた。この学習は、とりも直さず生涯にわたる自己教育の方法を会得させ、自学能力を高める教育を推進することにほかならない。このような教育が展開され、児童生徒の主体的な学習が保障されたとき、児童生徒ははじめて学ぶ喜びや楽しさを知り、学校は通わされる場から、進んで通いたい場へと再生するに違いない。この時期に、なお、児童生徒に知識を詰め込み、その記憶度をテストによって定着を図るような学習を学校教育と考えているならば、もはや学校は時代の要請に応えることはできない。

また、今日児童生徒の読書離れは深刻なものがある。かつて読書は、教養を高め、娯楽を求め、情報を得ることのすべてを充足させていた。多様なメディアの出現によって、現代はその依存度を著しく減少させている。しかし、読書は、思考力を育成し、内部から自己改革を促すという他のメディアによって代えることのできない固有の機能を有している。民主主義の発展には、国民が思慮深く、英知あることが前提である。したがって読書教育は、民主主義社会における学校教育の基本的な使命である。…（以下略）…

【資料】「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について 子供に「生きる力」と「ゆとり」を」中央教育審議会答申1996（平成8）年7月19日

今日の変化の激しい社会にあって、いわゆる知識の陳腐化が早まり、学校時代に獲得した知識を大事に保持していれば済むということはもはや許されず、不断にリフレッシュすることが求められるようになってきている。生涯学習時代の到来が叫ばれるようになったゆえんである。加えて、将来予測がなかなか明確につかない、先行き不透明な社会にあって、その時々々の状況を踏まえつつ、考えたり、判断する力が一層重要となっている。さらに、マルチメディアなど情報化が進展する中で、知識・情報にアクセスすることが容易となり、入手した知識・情報を使ってもっと価

値ある新しいものを生み出す創造性が強く求められるようになっていく。…(中略)…我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。…(以下略)…

「生きる力」は、単に過去の知識を記憶しているということではなく、初めて遭遇するような場面でも、自分で課題を見付け、自ら考え、自ら問題を解決していく資質や能力である。これからの情報化の進展に伴ってますます必要になる。あふれる情報の中から、自分に本当に必要な情報を選択し、主体的に自らの考えを築き上げていく力などは、この「生きる力」の重要な要素である。…(以下略)…

この後、1998(平成10)年の学習指導要領改訂(小・中)では、小学校の第3学年以上に「総合的な学習の時間」が新設され、翌年の改訂(高)では情報科が新設・必修化された。ここにきて、学校図書館の活用とコンピュータ活用とを併せた「調べ学習」が注目されることになったのである。

2003(平成15)年には、学校図書館法第5条及び附則第2項により、12学級以上の学校に司書教諭を置くことが義務づけられ、「調べ学習」を教育活動の中に効果的に組み込むための環境整備に一定の配慮がなされたのである。

#### (4) ポスト近代社会の到来 求められる「能力」の変化

ここでは、これまで見てきた学習観の変化が何に由来しているのかという点について、先行研究により考えてみたい。

近代社会において、第二次産業、とりわけ耐久消費財の生産を中心とする産業構造を支える人材は、シンプルな「努力」と「競争」の結果としての「メリトクラシー」(社会的地位の選択配分)を根底に置く学校教育によって「育まれて」きた。すなわち、「与えられた共通の教育内容を一生懸命に消化すれば」、成績や学歴を手にすることができ、学校を卒業した後の社会的地位を高確率で獲得できるという考え方である(本田由起『多元化する「能力」と日本社会 ハイパーメリトクラシー化のなかで』NTT出版、2005年、12-13頁)。

ところが、情報化・消費化が進んだポスト近代社会においては、消費需要は生活上の必要性という土台を離れて独自の運動を開始する。そしてこのような情報化・消費化の進行と並行して、第三次産業の拡大としてのサービス化が生じる。サービス化とは、付加価値を伴う商品化が、モノの領域から行為の領域へと拡大したことを意味している。しかも、先に述べたような需要本意の生産構造は、第二次産業をもサービス業的特性を帯びたものへと変質させる。消費社会においては、むろん生産が消滅したわけではなく、生じるのは生産と消費の支配関係の逆転である(同前)。

以下の表1は、近代社会において必要とされた能力と、ポスト近代社会において必要とされる能力との比較対象である。

表1 「近代型能力」と「ポスト近代型能力」の特徴の比較対照

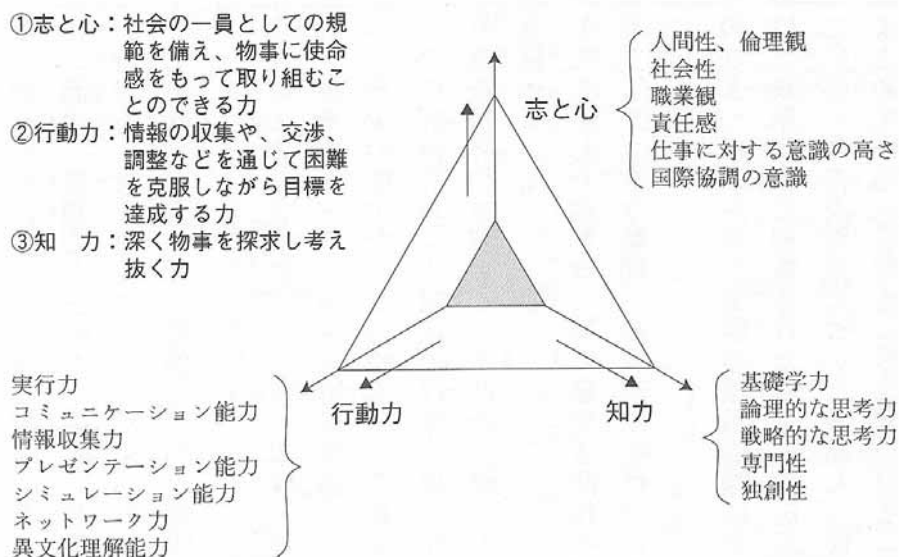
「近代型能力」	「ポスト近代型能力」
「基礎学力」	「生きる力」
標準性	多様性・新奇性
知識量、知的操作の速度	意欲、創造性
共通尺度で比較可能	個別性・個性
順応性	能動性
協調性、同質性	ネットワーク形成力、交渉力

出典) 本田由起『多元化する「能力」と日本社会 ハイパーメリトクラシー化のなかで』NTT出版、2005年、22頁。

近代社会においては、標準的で協調的な人材が求められた。学校教育の場においては、教えられたことを確実に身につけ、再現することのできる能力が重視されたのである。それに対して産業のサービス化が進んだポスト近代社会においては、多様性や新奇性が求められた。こうした能力は前者と異なり共通尺度での比較が難しい。

このように、情報化と消費化という社会の変化は、求められる労働の質を変容させた。2004(平成16)年に打ち出された「日本経済団体連合会」の提言『二一世紀を生き抜く次世代育成のための提言「多様性」「競争」「評価」を基本にさらなる改革の推進を』では、「産業界が求める人材」が備えるべき3つの力が示された。

図1 求められる3つの力



出典)「日本経済団体連合会」の提言『二一世紀を生き抜く次世代育成のための提言「多様性」「競争」「評価」を基本にさらなる改革の推進を』(2004年4月19日)をもとに本田由紀が図示(前掲書、49頁)。



それに加えて、1989（平成元）年の冷戦崩壊後に市場のグローバル化が起こり、日本では2000年以降にその実質的な波及が顕在化して、対応が模索された。当然ながらこの影響は教育の分野にも及んだ。中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」では、「知識基盤社会」に入ったとの認識から、グローバル化に対応できるバランスのとれた主体的な個人の育成が課題として示されている。

【資料】2005（平成17）年1月28日中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（抄）

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」（knowledge-based society）の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、

① 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、② 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、③ 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる、④ 性別や年齢を問わず参画することが促進される、等を挙げることができる。

こうした時代にあっては、精神的文化的側面と物質的経済的側面のバランスのとれた個々人の人間性を追求していくことが、社会を構築していく上でも基調となる。また、国内・国際社会とも一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える中、相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の歴史・文化・宗教・風俗習慣等を理解・尊重し、他者と積極的にコミュニケーションをとることのできる力がより重要となってくると考えられる。…（以下略）…

これまで見てきた通り、「調べ学習」の奨励は、調べるプロセスを通してなされる主体的に学ぶ人間の形成がこれからの日本社会の持続的発展のために必要であるという考え方の反映である。

そこで涵養されるべき「能力」とは以下のようなものである。

「課題について自ら調べてまとめる」ということは、計画を立ててそれに従い、場合によっては自らそれを修正しながら学習を進める態度や、あきらめずにものごとを探究していく態度、試行錯誤をいとわない態度を養成することができる。加えて文章を読み、文章をまとめ、それをわかりやすく発表する訓練を行うことにより、人に自分の意見を的確に伝える技能を養うことになる。さらに、自分で調べたことは自分の責任に帰することになる。こうした資質が変化の激しい現代社会を生き抜くために必要な力とされているのであり、こうした考え方が学校教育の場に大きな変革をもたらしているのである。

## 2．学校図書館とカリキュラムの歴史

### なぜ学校図書館の活用は低調だったのか

ここでは、戦後を中心に、日本においてなぜ図書館の活用が活発に展開されてこなかった時期が続いたのかについて、学習指導要領の変遷を踏まえて考えることにする。

## (1) 戦 前

義務教育段階においては、教科書以外の書物を活用する制度的な保障はなかった。学校図書館についても、大正期に一部の先進的な教員によって学級単位でささやかな読書活動が行われていた記録を断片的に見いだすのみである。

1903(明治36)年 4.13小学校令一部改正, 国定教科書制度開始.

【資料】勅令第74号小学校令中改正

第二十四条 小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ

1917(大正6)年 4. 成城小学校創設, 学級文庫を備える. 3年後の校舎拡張の際, 児童図書館を設置との記録あり.

出典) 山田泰嗣・渡邊雄一「成城小学校における読書時間の特設と児童図書館について」『教育学部論集』(佛教大学) 17、2006年3月、106頁。

## (2) 戦 後

日本において学校図書館の設置が盛んになったのは戦後になってからである。とりわけ、占領期のアメリカ主導の教育改革により図書館設置の機運が生じた。

1946(昭和21)年 3.31アメリカ教育使節団, 報告書を提出.

### 【アメリカ教育使節団】

第二次世界大戦後、アメリカは占領地域である日本の教育再建のために使節団を送り、教育事情を調査させるとともに、その再建策についてアメリカ占領軍総司令官に報告書を提出させた。対日使節団は1946(昭和21)年3月と1950(昭和25)年9月の二次にわたり来日した。第一次使節団(団長J.D. ストッダードほかLL. キャンデルら27名)は教育の自由を説き、公選制教育委員会制度や男女共学、6・3・3制の学校制度などの導入を勧告する報告書を提出した。

【資料】「日本の教育の目的および内容」

教育制度というものは、各個人が 少年であれ少女であれ、男子であれ女子であれ 知的で責任感が強く協力を惜しまない、社会の一員としての能力を全的に発展させることを助長するように整えられなければならない。したがって、学生の健康や体調のためには十分な配慮が必要である。試験のために事実的知識をただ覚えることよりも、自由に探求することのほうが強調されるべきである。(中略)

教育制度は、学生の中に、単に知的のみならず、実践的かつ美的な興味を創り出すようなものでありたい。新計画案の全般にわたって、図書館、あるいは独学のためのその他の施設が重要な位置を占めるであろう。事実、教科書や口述筆記されたものの暗記をあまりに強調してきたこれまでのやり方を打ち破るうえでの、もっとも良い方法の一つは、まったく異なった世界観を表明し

ている書物や論文への接近の機会を与えることである。

出典) 村井実『全訳解説 アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫、2006年、51-52頁。

1947(昭和22)年3月に学習指導要領が発表された。この指導要領は、アメリカの児童中心主義の影響を色濃く受けていた。また、同年5月には、学校教育法施行規則により、日本近代教育制度70年余にして初めて学校教育にとって学校図書館が不可欠なものとして規定された。学習指導要領の変遷については、田中耕治ほか『新しい時代の教育課程〔第3版〕』(有斐閣、2011年)に詳しい記述がある。

1947(昭和22)年 3.20『学習指導要領一般編(試案)』発表(小中高)。5.23「学校教育法施行規則」公布(第一条に「図書館又は図書室」が加えられた)。

1948(昭和23)年 1.27 高等学校設置基準が制定。

【資料】文部省令第11号学校教育法施行規則 日本で初めて「学校図書館」の設置をうたった規則

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

#### 基本的な考え方

戦前の「教授要目(小学校)」「教授細目(中学校)」にかわって教育の民主化の下、憲法と教育基本法に基づき新しい教科課程の指針として、アメリカのコースオブスタディを参考にしながら作成された。児童中心主義・経験主義の影響を受けている。教師が実践のなかで検討し修正していくための「試案」として位置づけられた。

#### 学習指導要領の内容

##### 【小学校】

小学校では、「修身」「公民」「地理」「歴史」を統合した「社会科」が登場した。また、女子を対象としていた「裁縫」「家事」に代わり、男女ともに学ぶ「家庭」科を設置した。4年生以上に自主的な活動を行うための時間「自由研究」などが登場した。

##### 【中学校】

「職業科」が必修となった。

1948(昭和23)年 12.15文部省、『学校図書館の手引』を発行、読書指導の有効性をうたう。

この後、教員主導の学校図書館法制定運動が高まる。

1950(昭和25)年 2.27学校図書館協議会結成。4.30図書館法公布。

1951(昭和26)年 7.1『学習指導要領(試案)』第一次改訂(小中高)。サンフランシスコ条約締結。

### 基本的な考え方（第一次改訂）

産業経済の発展に伴う人材需要の増大、所得水準の向上、国民の教育への熱意という時代背景の下に行われた。占領期の教育改革のなかで急遽作成された学習指導要領を、教科間の連携を図り学校の実情に合わせるため、教育課程審議会での審議等を経て改訂した。

### 学習指導要領の内容

#### 【小学校】

小学校の教科を、学習する基礎となる教科（国語・算数）、社会や自然についての問題解決を図る教科（社会・理科）、表現活動を行う教科（音楽・図画工作・家庭）、健康の維持増進を図る教科（体育）の4つの経験領域に分け、時間を全体の時間に対する比率で示すなどした。「自由研究」が廃止され、代わりに児童会・学級会・諸種の委員会・クラブ活動などの教科外の活動のために「特別教育活動」の時間を設け、それに伴って「教科課程」を「教育課程」の用語に改めた。

#### 【中学校】

「習字」と「日本史」をそれぞれ「国語」と「社会」科に統合した。「自由研究」は、「その他の教科」と「特別教育活動」に分化された。

#### 【高等学校】

教科として「保健体育」、科目として「一般数学」、従来の東洋史と西洋史を統合して「世界史」を設置した。

1952（昭和27）年 4.28サンフランシスコ条約発効、6.6中央教育審議会設置。

1953（昭和28）年 8.8「学校図書館法」公布。

学校図書館協議会が中心となり100万人近い署名を集めて国会請願を行い超党派の議員立法として「学校図書館法」が成立。

【資料】法律第185号学校図書館法（抄）（旧法） 日本で初めて「学校図書館」という言葉が法律に明示された

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

### 「学校図書館法」の形骸化

こうして、学校関係者や保護者らの要請により学校図書館法が成立した。この法律で学校図書館は、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを見

児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」機関として定義されている。ここには、授業を始めとする学校の教育活動への寄与が明確にうたわれており、そのための専門的な知識を有する人材として司書教諭の設置を規定した。しかしながら、同法の附則によって学校図書館が学校図書館として機能するために不可欠な司書教諭は、「当分の間……置かないことができる」とされたのである。これは、司書教諭の有資格者養成に時間を要することを想定した措置ではあったが、配置が遅れた大きな理由は、その後のカリキュラムが図書館活用を前提とするものではなかったというところにあった。教育課程に学校図書館が具体的に位置づかない状態では、活用の動力にはなり難いのである。教師中心の教え込みが主流となるこの時期、自分で調べる施設としての図書館の活動は低調であった。このことについては、全国学校図書館協議会の『学ぶものの立場にたつ教育 - 21世紀を生きる教育』（1985年、264頁）に言及されている。

このため、学校図書館に専任の職員がいないという実態が長期に及び、その後の学校図書館の発展が停滞したのである。

1955（昭和30）年 12.5 『学習指導要領』改訂（高）、12.15 『学習指導要領（社会科）』（小）改訂、

1956（昭和31）年 2.20 『学習指導要領（社会科）』改訂（中）。

#### 基本的な考え方（第一次改訂後の55年改訂）

サンフランシスコ条約発効で、日本は西側の一独立国家としての地位を得た。これにより、日本の教育方針についても揺り戻しが現れ、従来のアメリカ型児童中心主義的傾向が弱まっていく。

#### 学習指導要領の内容

##### 【小学校】

「地理」「歴史」が重視され、小学校で「天皇の地位」が登場する。

##### 【中学校】

「社会」科の指導事項が地理的分野、歴史的分野、政治・経済・社会的分野の3つとされる。

高等学校「社会」科で学習指導要領から、「試案」という表現が削除される。「時事問題」も消滅する。

1958（昭和33）年 10.1 『学習指導要領』第二次改訂（小中）、

1960（昭和35）年 10.15 『学習指導要領』第二次改訂（高）。

#### 基本的な考え方（第二次改訂）

従来の学習指導要領の性格を原理的に変更するような全面的改訂であった。

『官報』に「文部省告示」として公示し、学習指導要領に法的拘束力があるという解釈を打ち出して教育課程の国家基準とした。従来の子どもの「興味」「生活」「経験」を主要な原理としていた経験主義や単元学習に依拠する傾向や地域による学力差を背景に教科内容の系統性を重視し、国民の基礎

学力の充実、道徳教育や科学技術教育の一層の充実をはかることをねらいとした。教育課程の「最低基準」とした。

#### 学習指導要領の内容

##### 【小学校・中学校】

「道徳の時間」を特設し、教育課程編成を、教科・特別教育活動・道徳・学校行事の4領域とした。学校行事や儀式などで国旗掲揚、君が代斉唱が望ましいと指導する。

小学校では、「国語」「算数」の充実が図られた、基礎的事項に重点が置かれた。

##### 【中学校】

「職業・家庭科」を「技術・家庭科」に改めた。

##### 【高等学校】

教育課程を教科・科目、特別教育活動、学校行事等の3領域で構成するとした。道徳教育充実のため、「倫理社会」を必修科目として新設した。「図画工作」を「美術」に改めた。

1968(昭和43)年 5.31 『学習指導要領』第三次改訂(小)。

1969(昭和44)年 4.14 『学習指導要領』第三次改訂(中)。

1970(昭和45)年 10.15 『学習指導要領』第三次改訂(高)

#### 「ゆとり」教育改革の始まり

1977(昭和52)年 7.23 『学習指導要領』第四次改訂(小中)。

1978(昭和53)年 8.30 『学習指導要領』第四次改訂(高)。

#### 基本的な考え方(第四次改訂)

受験競争の激化、受験準備教育・知識詰め込み教育、偏差値教育、内申書教育が少年犯罪・家庭内暴力、受験苦自殺や高校中退、「落ちこぼれ(落ちこぼし)」の原因という論点から「ゆとりと充実」をキャッチフレーズに標準授業時間を1割削減した。

「教育課程の現代化」をはかった1968(昭和43)年学習指導要領改訂が、生徒に過重負担をかけ、そのために授業についていけない「落ちこぼれ」を多数作り出しているとされた。それと同時に、1960年代から1970年代にかけての高度経済成長に伴う後期中等教育と高等教育の急激な量的拡大によって受験競争が激化したとする説明が広がった。「実質陶冶」の考え方が主軸であった当時、「形式陶冶」の導入という理解が進まず、その具体的施策も行われなかった。このため、教える内容の減少というところに関心が集中した。

#### 学習指導要領の内容

##### 【小中学校】

道徳教育・体育の重視。知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を図った。

「ゆとりと充実」を図るため、各教科の標準時数を削減し、地域や学校の実情に即して授業時数の

運用に創意工夫が加えられるようにした。

基礎的・基本的事項を確実に身につけられるように、教育内容を厳選した。

#### 【高等学校】

低学年では、基礎的な内容を履修させ、中・高学年では多様な内容を選択履修させることとした。

「各教科以外の教育活動」を「特別活動」と改称した。

第一学年に総合的な内容の基礎科目として「現代社会」、「数学Ⅰ」などを必修として新設した。

1983（昭和58）年 11.15中央教育審議会教育内容等小委員会、「審議過程報告」で「自己教育力」の育成を初めて提示。

1989（平成元）年 3.15『学習指導要領』第五次改訂（小中高）。

#### 基本的な考え方（第五次改訂）

1987（昭和62）年12月の教育課程審議会答申を受けて、今後の社会の変化とそれに伴う幼児児童生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、21世紀を目指して社会の変化に自ら対応できるよう、「自己教育力」の育成を図ることをねらいとした。従来の「知識偏重型」の教育を改め、社会の変化に主体的に対応する能力の育成を目指すとした「新しい学力観」が登場した。しかし、この改訂においても高等学校における図書館の活用がわずかに指摘されただけであった。

#### 学習指導要領の内容

#### 【小中学校】

具体的な活動や体験を通して自らの生活について考え、必要な習慣・技能を身につけられるよう小学校1・2年生に「生活」科を新設した（社会・理科の統合）。

家庭や地域との連携を図り、「開かれた学校」の推進を示した。

中学校では習熟の程度に応じた指導や個に応じた指導を強調し、選ぶ教科の種類を拡大した。中学校の保健体育の「格技」を「武道」に変更した。

#### 【高等学校】

国際化への対応として「社会」科を「地歴」科と「公民」科に再編成し、「世界史」を必修とした。

男女共同参画社会の実現に対応するため「家庭」科を男女必修とした。

高等学校の「ホームルーム活動」に学校図書館の利用が新たに明示された。

単位制高等学校など高等学校の多様化・細分化を推進する。コンピュータ教育など情報化社会への対応も強調した。

道徳教育を「学校教育の基本に関わる問題」とであると重視した。君が代・日の丸を「国歌・国旗」とし、従来の「望ましい」から「指導するものとする」に変更して義務付けを強化した。

1989（平成元）年の学習指導要領改訂における「新学力観」は、教師主導の教育から、児童・生徒が自ら課題を見つけ、情報を収集・整理・判断し、解決する能力を身につける教育への転換を促した。



1991（平成3）年 5.22学校図書館憲章採択（全国学校図書館協議会）。

1997（平成9）年 6.11「学校図書館法の一部を改正する法律」公布。

**【資料】法律第76号「学校図書館法の一部を改正する法律」**

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第2項中「当分の間」を「平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）」に改める。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

1998（平成10）年 8.5情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進などに関する調査研究協力者会議、「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」を公表。12.14学習指導要領』第六次改訂（小中）。

**【資料】「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」**（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議 最終報告）1998年8月5日

1．学校図書館が学校の情報化の中核的機能を担っていく必要があることから、今後、司書教諭には、読書指導の充実とあわせ学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められる。司書教諭は、情報化推進のための校内組織と連携をとりながら、その役割を担っていくことが必要である。具体的な役割としては、子供たちの主体的な学習を支援するとともに、ティーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助などが考えられる。

2．司書教諭には学校の情報化、情報教育推進の一翼を担うことが求められているため司書教諭の職務や役割の重要性等に関する周知や資質の向上に一層努めていく必要がある。

1999（平成11）年『学習指導要領』第六次改訂（高）。

**基本的な考え方（第六次改訂）**

学校週5日制を全面実施し、「ゆとり」のなかで「特色ある教育」を打ち出す。中教審の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次）」で示された「ゆとりのなかで生きる力をはぐくむ」という方針のもと、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成、②自ら学び、自ら考える力の育成、③基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育の充実、④特色ある教育、特色ある学校づくりの推進の4つのねらいに基づき改訂である。

「確かな学力」をキーワードとした教育課程に「総合的な学習の時間」（「自ら課題を見付け、自ら考える力」を育成する受け皿）を加える。小中高における教育内容の厳選（3割削減）の実施。

## 学習指導要領の内容

### 【小学校】

「総合的な学習の時間」登場。コンピュータ及び情報通信ネットワークや図書館の活用。

### 【中学校】

「総合的な学習の時間」登場。必修教科に外国語を加える。必修クラブの廃止。「技術」「家庭」科において「情報に関する内容」を必修化した。

### 【高等学校】

必修教科に外国語を加えた。

高等学校の必修クラブが廃止。高等学校普通科に「情報」、専門科に「情報」と「福祉」を新設。高等学校においては、「情報」を新設・必修化する。「総合的な学習の時間」登場。

2003（平成15）年 4.11学校図書館法改正。

第5条及び附則第2項により、平成15年度以降12学級以上の学校に司書教諭を必置。

#### 【資料】司書教諭必置以前の学校図書館を支えた力

日本の学校図書館の多くは、大まかにいえば、長い間、生徒に助けられて運営されてきました。本の貸出・返却を主としたカウンターの仕事、本の整理整頓、図書館の開け閉め、返却が遅れている生徒への通知などをその活動としてきました。これからは、そのような管理・事務作業だけでなく、生徒の自治活動として位置づけられた本来の姿、すなわち生徒自身がもっと主体的にできそうなこと、関心のあることができる場になるといいと思います。

出典) 成田康子『みんなでつくろう学校図書館』岩波ジュニア新書、2012年、12頁。

教育課程の在り方と図書館の存在意義とは、当然のことながら密接に関連している。戦後日本において最初に提示された学習指導要領には、主体的な学習の在り方として「自由研究」が導入されたが、学校図書館の整備が伴わなかったこともあり有効性を保ち得ず、第一次改訂においてその「自由研究」は削除された。1953（昭和28）年に学校図書館法が公布されたものの、その後の系統性を重視したカリキュラムは、「知識偏重」と評されるような、教師が一方的に児童・生徒に教え込む方式の授業形態で進行し、学校で教師から習うことが「全て」であったため、学校図書館に行っても自分で何かを調べる機会自体が少なかった。学校図書館は、児童・生徒の学習活動と有機的に関連する「学習センター」としての機能を果たすというよりは、もっぱら「読書センター」としての役割を果たしていた。しかしながら、情報化社会の進展により学校を卒業した後、自分でわからないことを調べる能力の育成が必要とされたため、「総合的な学習の時間」を設けて「自己教育力」の涵養に乗り出した。こうした問題解決型の学習が「総合的な学習の時間」を要として各教科にも波及することで学校図書館を授業で活用する機会が増えることとなった。今後は、2009（平成21）年3月に、子どもの読書サポーターズ会議によって出された「これからの学校図書館の在り方等について（報告）」で提示されている学校図書館の「学習センター」としての機能の充実が課題となる。そのためには、以降の章でも触れることになるが、人の支援が決定的な要件となる。「学習センター」としての学校図書館の充実と授業の充

実とが車の両輪となって実り多い学びにつなげていくことが重要である。

### 3 「調べ学習」に必要な情報活用能力とは何か

本章では、第1章で述べられている「自己教育力」を構成する自己学習能力、問題解決能力、情報活用能力のうち、「情報活用能力」について取り上げる。

#### (1) 教育現場における情報活用能力の現状

本節では、文部科学省(文部省)による情報活用能力の定義を示すとともに、情報活用能力が教育現場でどのように扱われているか概観する。

文部科学省(文部省)が関わる公文書のなかで、情報活用能力という用語は、1986(昭和61)年の臨時教育審議会『教育改革に関する第二次答申』が初出である。その後、1997(平成9)年の「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」による「体系的な情報教育の実施に向けて(第一次報告書)」において、情報活用能力は次のように定義されている。

1. 情報活用の実践力: 課題や目標に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力
2. 情報の科学的な理解: 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解
3. 情報社会に参画する態度: 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

(情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議、体系的な情報教育の実施に向けて(第一次報告書)、文部省、1997)

つまり、「情報活用能力」とは、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」という互いに関連しあう3つの要素を持っていることを指すのである。

学習指導要領では、この「情報活用能力」を育成するために、小学校・中学校・高等学校の各段階での教育目標や科目の設置が行われている。

ここで注意が必要なのは、「情報活用能力」とはコンピュータに代表されるような「情報技術」だけを扱っているわけではない、ということである。

「はじめに」で述べたように、稚内北星学園大学における教員免許状更新講習で、筆者らは「調べ学習」の指導法に関わる講座を展開している。このうち、「調べ学習で育む『情報リテラシー』」という講座の開始前には、受講生から次のような要望が寄せられた。

パソコン・インターネットを活用した授業の進め方。

情報教育の今日的課題現場での情報機器の利用について

情報の詳しい部分について扱ってほしいです

生徒が調べ学習を進めていくうえで陥りやすい、注意点や問題点について教えていただける

と、助かります。

児童に利用させる場合の注意点について

情報機器の活用の仕方を生徒に分かりやすく伝える方法

機器の活用とうまくまとめるポイントを講習を通じて研修したいと考えています。

「調べ学習」における情報機器の活用法への関心を寄せている要望が多い。しかし、「調べ学習」で重要なのは、情報機器の操作法を学ぶことだけではない。ここで示すように、教育現場での実践においては、「情報活用の実践力」があたかも「情報『技術』の実践力」であるかのように受け取られがちであり、コンピュータの操作法のみ重点が置かれている傾向がある。では、「調べ学習」の学習において、教育現場では何が欠けているのだろうか。それは、「情報リテラシー」や「メディア・リテラシー」と呼ばれる能力である。

## (2) 情報活用能力の再構成

本節では、前節で述べた情報活用能力を再構成し、「情報リテラシー」「メディア・リテラシー」「コンピュータ・リテラシー」という3つのリテラシーについて検討を行う。

図書館情報学では、「情報リテラシー」という用語がよく利用されており、図書館の利用教育や、人が必要な情報を探索し活用する過程といった文脈で登場する。「情報リテラシー」は、1989(平成元)年の米国図書館協会により

情報リテラシーとは、情報が必要なときそれを認識する能力、および、必要な情報の発見、評価、利用を効果的に行う能力である。

表2 三つのリテラシーの対比

	情報リテラシー	コンピュータ・リテラシー	メディア・リテラシー
情報	コアとなる概念	コンピュータの処理対象 (データ)	メディアの伝達内容(メッ セージ)
メディア	情報を扱うための「道具」	(コンピュータ)	コアとなる概念
コンピュータ	道具(メディア)の一つ	コアとなる概念	メディアの一つ
中心となる技能	情報の探索・利用	コンピュータ(アプリケー ション)の操作・利用	(マス)メディアのメッセー ジの評価・分析 メディアの操作・利用
運用の主な目的	情報要求の満足 問題解決・意思決定	情報(データ)の収集・加 工・発信	メディア(情報)の批判的 読解 コミュニケーション
議論・実践の領域	図書館(図書館・情報学)、 学校(教育工学)など	大学(情報工学)など	学校(教育学・社会学)な ど

(出典：野末俊比古，“情報リテラシー”，情報探索と情報利用，田村俊作編，勁草書房，2001，p.229-278.)

と定義されている（American Library Association Presidential Committee on Information Literacy. Final Report. Chicago, ALA, 1989. p.1）。

情報リテラシーに類似した概念として「コンピュータ・リテラシー」と「メディア・リテラシー」がある。表2は、野末による「情報リテラシー」「コンピュータ・リテラシー」「メディア・リテラシー」についての整理である。

「コンピュータ・リテラシー」は、コンピュータという機器の取り扱い方法についての技能を指す。また「メディア・リテラシー」は情報を批判的に読解するとともに、情報を発信・伝達するための能力を指す。前節では、教育現場での実践においてコンピュータの操作法のみ重点が置かれていることを述べた。つまり、「コンピュータ・リテラシー」に重点が置かれているということである。「調べ学習」では、情報の取得・編集の際にコンピュータを利用する機会が多いことから、「コンピュータ・リテラシー」が必要であることは言うまでもない。しかし、「調べ学習」では、情報を探索・発見するための「情報リテラシー」や、情報の読解・発信のための「メディア・リテラシー」も合わせて重要となる。

「情報活用能力」には、本節で挙げた「情報リテラシー」「メディア・リテラシー」「コンピュータ・リテラシー」という3つのリテラシーの要素がすべて含まれている。しかし、「情報活用能力」はもともと情報教育という文脈の中で使われている概念であり、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術の存在を前提にしている背景がある。したがって、「情報活用能力」では、3つのリテラシーのうち「コンピュータ・リテラシー」の要素が目立ち、「情報リテラシー」と「メディア・リテラシー」は「コンピュータ・リテラシー」の文脈の中で副次的に扱われていると見ることができる。

「調べ学習」を効果的に行うには、「コンピュータ・リテラシー」だけではなく、「情報リテラシー」と「メディア・リテラシー」の位置づけを明確にする必要がある。そこで本稿では、「調べ学習」に必要な情報活用能力として3つのリテラシーを採用し、以下のように位置づける。

「調べ学習」の対象について、必要な情報を探索し、調査する能力である「情報リテラシー」  
探索された情報を評価し、アウトプットに結びつけていくための「メディア・リテラシー」  
情報機器を用いて情報を探索し、編集するための「コンピュータ・リテラシー」

本論文では、第4章の内容が「情報リテラシー」、第5章の内容が「メディア・リテラシー」にそれぞれ対応する。

#### 4. 「調べ学習」における情報源の活用

本章と次章では、実際の「調べ学習」の場面で必要なことについて論じる。本章では「調べ学習」に必要な「情報リテラシー」として、情報源の活用法について論じる。

##### (1) 「調べ学習」のための情報源

「調べ学習」では、何らかの資料を用いて調査を進めていくことになる。この「何らかの資料」のことを図書館情報学では「情報源」と呼ぶ。「調べ学習」のための情報源には以下のものが挙げられる。

図書館（本/雑誌/新聞/まちの広報誌など）

インターネット（ウェブ）

インタビュー

もともと「調べ学習」は、この学習を進めていくために学校図書館を活用することが前提条件としてあった。学校図書館に所蔵されている資料を用い、司書教諭など図書館のスタッフの力を借りながら調査を進めていくことが基本である。しかし、近年ではインターネットを活用することが増えており、むしろこちらの方が「調べ学習」において中心的な役割を占めている。以降の節では、図書館とインターネットの活用法について検討する。また、インタビューでの聞き取り内容を「調べ学習」の情報源とすることも多いが、本稿では取り扱わない。

## （２）図書館の活用

学校図書館に所蔵されている資料を使うには、まず図書館の特性について理解することが重要である。図書館の資料は何らかの基準によって分類されており、その分類法に従って書架に配置されていることが多い。このことを書架分類法と言う。多くの学校図書館では書架分類法として日本十進分類法が使われているが、違う分類法を採用している場合もある。図書館の利用法を教育するには、児童生徒に書架分類法を理解してもらうことが重要である。

「調べ学習」では、図書館のレファレンスブック（参考資料）を扱うことが多いため、どのようなレファレンスブックがあるか児童生徒に理解させることが重要である。

ここまでの内容を記した資料を以下に示す。

### 図書館の資料

主にレファレンスブック（参考図書）を利用する

調べるための資料

百科事典・各種辞典・事典・年鑑・統計・白書など

組織化されている

分類（日本十進分類法）されており、分類に従って適切な場所に配置されている。

次に、資料の活用法について記した資料を以下に示す。

### 情報の取り出し方

(1) 必要な情報を取り出す収集した資料や情報のなかのどこに必要な資料があるかを特定して取り出す

・ 目次・索引を利用する

・ 目次

本の内容全体の把握に便利

上位概念や下位概念の理解につながる

・索引

目次からでは探せない細かい項目によって探せる

・そのほか

「はじめに」:その本の概要が理解できる

巻末や章末の文献リスト:関連文献を探す手がかりに

(2)記録の仕方を工夫する

・情報を見つけたら「抜き書き」か「要約」をする

・記録に慣れていない子どものために、記録用のカードやワークシートを用意する

書誌データ(タイトル、著者名、出版社名、出版年、ページなど)

記録の作成年月日

・記録したものが「抜き書き」か「要約」か「自分の意見」かを区別させる

・レポートにまとめるときには、引用範囲をほかと区別することと、出典の明記が必要

資料では、レファレンスブックや一般図書などで、目次・索引などを活用すると調査がやりやすくなることを説明している。また、調査内容の記録の仕方について説明を行っている。調査内容をきちんと整理すること、そして作文・壁新聞などによる成果物を作成する際に参考にした資料を適切に引用し参考文献欄に記述することは、「調べ学習」を行ううえで極めて重要である。

「図2 調査内容を記載するワークシート」は、筆者(安藤)が作成した、本から調査した内容を記録するために活用できるワークシートである。調べ学習の成果物に参考文献・引用文献を記載するときに必要となる項目がワークシートに含まれている。

図2 調査内容を記載するワークシート

調べることから		
調べた年月日		年 月 日
調べた本	タイトル	
	著者	
	出版社	
	出版年	
	ページ番号	
調べた内容		

### (3) インターネットの活用

必要とする資料をインターネットから取得するには、検索エンジンの使いかたについて理解する必要がある。まず、検索エンジンの使いかたについて記述した資料の一部を示す。ここでは、日本国内でもっともよく使用されている検索エンジンである Google を使用方法について説明している。

#### サーチエンジンを使う

アメリカの Google 社が提供している、インターネット上の情報検索サービス(サーチエンジン)を使って情報検索をしてみましょう。Google のサーチエンジンは、次のホームページから利用することができます。

<http://www.google.co.jp/>

知りたい情報を検索するには、このホームページの入力欄に、知りたい言葉を入力します。できれば文章ではなく単語で入力した方が、多くの検索結果を得ることができるでしょう。例えば「稚内」について調べたければ、入力欄に「稚内」と入力してリターンキー(エンターキー)を押します。

そうすると、稚内に関するホームページのリストが表示されるはずです。

#### PageRank と World Wide Web

では、「稚内」に関するホームページのリストは、どのようにして順序づけされるのでしょうか? Google ではさまざまな順序づけのルールが採用されていますが、そのうち最も著名なのは「PageRank」という手法です。この手法は、次の2つの原則に基づいています。

- \* みんなからリンクされているホームページはきっと良いページ
- \* 良いページからリンクされているホームページはきっと良いページ

「ホームページ」の中にある「リンク」をクリックすることによって、私たちはほかのホームページを見ることができます。そのホームページのリンクをクリックすることによって、さらに別のホームページに移動できます。こうしたしくみのことを「World Wide Web」略して「WWW」と呼びます。この「Web」というのは「蜘蛛の巣」のことです。ホームページ(正しくは「Web ページ」と呼びます)が「リンク」によって蜘蛛の巣のようになっていることを指しています。

PageRank は、あるページがどれだけリンクされているか、という数値に基づいて、Web ページのリストを順序づけしているのです。「Web ページの人気投票」のようなものです。

また、検索エンジンを用いた検索結果には、インターネット上の百科事典である Wikipedia の記事が含まれる場合が多い。Wikipedia の記事には信頼性が低いものが多いが、それがなぜなのかについて理解を深める必要がある。Wikipedia に関する資料を以下に示す。



Wikipedia (ウィキペディア)

Google の検索結果をよく見ると、「Wikipedia」という Web ページが頻繁に登場します。

「Wikipedia」は、誰もが編集に参加できる百科事典です。Wikipedia には「稚内市」という項目があります。みなさんが「稚内市」の項目に情報を追加したい、あるいは変更したいと考えならば、いつでも Wikipedia を編集できるのです。

「誰でも」編集できると言うと、悪意のある記述や間違っただ記述が出てきそうです。実際、Wikipedia にはそのような記事が多く含まれています。しかし、そうした記述が出てくると、別の誰かがそのような記述を修正してくれることもあります。Wikipedia では記事の変更履歴を保存していますので、必要があればいつでも元に戻せます。そのようにして、Wikipedia は百科事典としての品質を保とうとしています。

Wikipedia は、ある事柄の概要を手軽に調べるには非常に便利な Web ページです。しかし、信頼できる情報源かと言うと、そうとは言い難い記事が多く含まれています。出典が明確になっていなかったり、事実誤認があったり、事実と執筆者の主観が混在している記事をよく見かけます。Wikipedia を使う場合には、Wikipedia で調べた内容をもとに、信頼できる情報源の文献を探し出すのが良いでしょう。

先に説明した PageRank は、Web ページのリンクのされ方によって、Web ページが順序づけられていました。この Wikipedia では、「誰もが編集できる」仕組みを用意することによって、人間の叡智を集めようとしています。「人間の知を集める、また集めた知によって別の価値を産み出す」というのが近年のインターネットの重要な考え方のひとつです(「集合知」と呼ばれています)。

Wikipedia のページ : <http://ja.wikipedia.org/>

Wikipedia の情報は誰もが編集に参加することができる。そのため、誰かが資料で示したような信頼できない情報を掲載した場合にも、別の誰かがその情報を正しく修正することが可能になる。しかし、児童生徒が該当ページを見たちょうどその時、信頼できない情報が掲載されていることがありうる。そのため、Wikipedia の情報は参考に留めるべきであり、Wikipedia の情報をもとに信頼できる情報源を探すのが良いのである。

なお、児童生徒がインターネットを活用して調査を行うには、困難な点が存在する。国立国会図書館による「子どもの情報行動に関する調査研究」では、子どものウェブ探索行動の問題点として以下の点が指摘されている。

子どものウェブ探索行動に共通する問題点としては、  
 適切な検索キーワードを用いることの困難さ  
 検索結果のページを漫然と閲覧するのみで、内容をじっくりと読んで理解することができない  
 探し当てた結果について適切な評価ができない  
 などが挙げられている。

(国立国会図書館関西館図書館協力課編.“子どもの情報行動に関する調査研究”. 国立国会図書館. 2008. <http://current.ndl>.)

ここでは、これらの問題点について考察する。

第一の「適切な検索キーワードを用いることの困難さ」は、児童生徒の検索対象に関わる認知と言語能力が原因となる問題である。例えば、児童生徒が「稚内には何人の人が住んでいますか」という疑問を持ち、インターネットを用いてこの疑問を解決したいと考えたとしよう。児童生徒が Google などの検索エンジンで「稚内には何人の人が住んでいますか」と質問文をそのまま入力しても、検索結果にはその疑問への回答が記述されている Web ページは含まれていない。この場合では、児童生徒は質問文を「稚内人口」というようなキーワードに変換したうえで検索を実行する必要がある。なぜなら、検索エンジンは Web ページに含まれている言葉を用いて検索を行っており、この例では「稚内」と「人口」という言葉が含まれている Web ページを検索することで、回答となる Web ページを発見できる。しかし、元の質問文には「人口」というキーワードが含まれておらず、また検索エンジンのシステムが質問文の意図を理解して「人口」という言葉に置き換えることも困難である。従って、検索エンジンを効果的に用いるには児童生徒が質問文をキーワードに変換する能力が必要となる。この例では児童生徒が「人口」という言葉を知らない、あるいはこの言葉をうまく思いつけない場合、検索は失敗するであろう。

第二の「検索結果のページを漠然と閲覧するのみで、内容をじっくりと読んで理解することができない」については、Web ページの多くは子どもだけを読者対象としているわけではなく、従ってそうした Web ページは児童生徒にとっては難解な内容となっていることがある。この場合、児童生徒がその内容を読み解くことは困難になる。

第三の「探し当てた結果について適切な評価ができない」については、児童生徒が前章で述べた「メディア・リテラシー」を欠いているために起こりうる現象であるが、その原因は先に挙げた第二の点、すなわち検索結果のページの内容を理解できないという問題に帰着する。

#### (4) どの情報源を活用すべきか

学校現場では、「調べ学習」においてインターネットが多用されている。一方で、前節では、河西が述べた子どものウェブ探索行動の問題点について考察した。では、児童生徒はどのような情報源を使えば良いのだろうか。

前節で考察した第一の問題については、インターネットだけではなく、レファレンスブックを使う際にも同様の問題が発生しうる。この問題を解決するには、人の支援が重要となる。教科担当の教員や司書教諭が児童生徒を適切に援助することによって、検索しやすいキーワードを選択することが可能になるだろう。

第二の問題を解決するには、児童生徒の発達段階に応じた資料を選択することが重要となる。インターネット上には児童生徒向けの資料を多く集めた「Yahoo! きっず」などのポータルサイトがあるが、そこからアクセスできる情報量が少ないという欠点がある。児童生徒向けの情報源としては、インターネット上の情報に比べて、書籍などの紙媒体の資料は後述するように信頼性が担保されており、使い勝手が良い。学習用百科事典の『ポプラディア』はその好例であり、小学生が調べ学習を行うに

は最適な資料となることであろう。同様に、中学校や高等学校の学校図書館では、定評あるヤングアダルト向けの資料を所蔵するなど、学校図書館で児童生徒の発達段階に合わせた蔵書構成を持つことで第二の問題を解決できるだろう。

第三の問題を解決するには、まず第二の問題を解決することがそのままこの問題の解決に繋がる。

ここで重要なことは、一般に紙媒体の資料の方が、インターネット上の資料よりも信頼性が担保されているということである。多くの紙媒体の資料は、その資料を作成する時に「編集者」が存在する。編集者は著者が記述した内容の精査を行うことで、資料の信頼性を高めることができる。インターネット上の多くの資料には、編集者が存在しないため、その内容が独りよがりのものであり、資料の信頼性に欠ける場合がある。

本章では「調べ学習」における「情報リテラシー」について論じた。中でも重要なことは、「調べ学習」の指導において、情報源としてインターネット上の資料を用いるだけでなく、学校図書館の資料を効果的に扱い、また人の援助を加えることによって、調べ学習の効果を向上させることが期待できる点である。

## 5. 「調べ学習」における情報の活用

前章では、「調べ学習」における「情報リテラシー」として、情報源の活用法について論じてきた。本章では、情報源から取得した情報の評価などの「メディア・リテラシー」の面について論じていく。

### (1) どのように情報を使うのか

児童生徒は情報源にアクセスすることでさまざまな情報に触れることができるが、彼らは多くの情報の中でどの情報を採用し、「調べ学習」の成果物をまとめていけば良いのだろうか。

まず、ある情報が「事実」を指しているものか、それともその情報の発信者の「意見」なのかを区別することである。このことに触れた資料を以下に示す。

#### 事実と意見

事実は、証拠をあげて裏付けすることのできるものです。意見とは、何事かについてある人が下す判断です。ほかの人はその判断に同意するかもしれないし、同意しないかもしれません。(木下是雄「理科系の作文技術」, 中央公論新社, ISBN4-12-100624-0)

練習：次のそれぞれの文は、事実を指していますか、それとも意見を指していますか？

ジョージ・ワシントンは、米国の最も偉大な大統領であった。

ジョージ・ワシントンは、米国の初代の大統領であった。

モスバーガーのハンバーガーはおいしい。

モスバーガーのハンバーガーはおいしい、ということは稚内のみんが知っている。

彼は「モスバーガーのハンバーガーはおいしい」と言った。

ただし、「事実」は、必ずしも正しいことを意味しているわけではありません。例えば「1996年に阪神・淡路大震災が起こった」という文は、事実を伝えています。しかし、阪神・淡路大震災が起こったのは1995年ですから、この文は間違っています。つまり、「間違った事実」を伝えている文なのです。このように事実は、「正しいか、間違っているか」のいずれかになります。

次に、多くの資料を「一次資料」と「二次資料」に分けることが必要となる。長澤は「一次資料」を以下のように定義している。

様々な情報のうち、独創的情報ないし従来なかったような新しい情報を一次情報といい、その記録物を一次資料(primary material)という。とりわけ、これまでの各号で扱われた規格、法令・判例、学位論文、特許資料などの資料はオリジナリティのある典型的な一次資料とみなされている。

(長澤雅男. 二次資料: その特性と探索ツール. 情報の科学と技術. 1994, 44(4), p.204-210)

また、「一次資料の情報を加工ないし再編成すること」で成立した資料を「二次資料」と呼んでい

る。情報は加工・再編成が加わることによって、間違いが発生したり、情報を再編成した人物による意見や主観などが混ざっていく場合がある。したがって、ある情報を探すには、その情報の一次資料を入手することが基本的な目標となる。

前章では、情報源としての図書館とインターネットの活用法について論じた。書籍にせよ、Webページにせよ、記載されている情報が一次資料であるかどうかを確認するためには、その情報の出所を確認する必要がある。そのために有効な手段として、その資料の参考文献を確認する方法がある。このようにして一次資料を探していくと、インターネット上に一次資料が存在せず、一次資料は書籍などの紙媒体として提供されていることが多いことに気付かされる。

この内容について解説した資料を以下に示す。

#### テーマの設定に沿った資料の使いかた

ある事柄について調べるときには、「その事柄の一次資料は何か」ということを常に意識しましょう。二次資料が作成されるとき、一次資料の内容が変化したり、作成者の主観が混入することがよくあるからです。

ある事柄の一次資料を探すには、その事柄に関連する資料の参考文献リストをチェックすることが有効です。参考文献リストを丹念にチェックすることで、一次資料を見つけることができるようになります。インターネットで情報源を探していても、参考文献をチェックしているうちに本を確認する必要が出てくることもよく起こります。

#### 信頼できる情報を得るためのチェックポイント

その情報は、事実か意見か判断すること。

事実だとしたら、その根拠を調べること。  
 できるだけオリジナルの情報に近づくこと。  
 その情報の発信源はどこか（誰か）調べること。そこは信頼できるのか検討すること。  
 情報源を一つだけにしないこと。複数の情報源から情報を入手し、つき合わせて検討すること。

インターネットは自分が必要とする情報を探索するうえで便利な道具ではあるが、「一次資料を求め」という観点からすると、調査においてインターネットだけを用いることは不十分である場合が多い。このことが、「調べ学習」の教育においては、インターネットの利用法だけでなく、書籍や図書館の利用法も合わせて教育すべき理由となる。

## (2) 情報活用の具体例

以上の内容を踏まえたうえで、調査の具体例を二つ示す。第一に、前章で例として挙げた「稚内には何人の人が住んでいるか」調査する例である。

事例紹介①「稚内には何人の人が住んでいますか？」

どのような情報源を使うか

何を参考にすれば良いのか考える。インターネットだろうか？

インターネット（Google や Yahoo!）で調べてみる

Google に「稚内には何人の人が住んでいますか」と入力してもダメ

「稚内」「人口」というキーワードが思いつけるか？

一次資料はどれか？

稚内の人口はどこで管理している？

稚内の市役所で住民票を管理

ならば稚内の市役所から一次資料が出ているはず！

Wikipedia は二次資料

図書館の資料では？

稚内市役所に一次資料があるのなら、稚内市の広報誌は？

まず、キーワード選定の大切さについて説明している。そして、検索結果のうちどの Web ページを利用するかという判断基準として、この件についてどこが一次資料を出しているかという点に着目することを説明している。

次に、第二の具体例を示す。

## 事例紹介②「稚内でオーロラが見えるというけど、本当なの？」

インターネットで調べてみる

- ・キーワード「オーロラ稚内」
- ・稚内市青少年科学館の Web ページにオーロラを撮影した、というページがある。
- ・ほかにも、昭和32年9月4日に稚内でオーロラを観測したらしい。
- ・しかし、オーロラというのは北極や南極で見えると聞く。これらの情報は本当だろうか？

百科事典「ポプラディア」で「オーロラ」を調べる

- ・「緯度65～70度付近から北極・南極付近の空にあらわれる発光現象」とある
- ・稚内は北緯45度付近。
- ・？

「オーロラ」の一次資料は何だろう？

- ・日本で空を観察するところは「国立天文台」
- ・国立天文台では「理科年表」という資料集を刊行している。

理科年表を調べよう

- ・「オーロラ」という項目がある
- ・調べてみると「日本付近では、北海道の北を（中略）10年に1回オーロラが見えることを表している。（中略）最近の高感度装置によれば、太陽活動が活発なとき、年に数回北海道でオーロラが観測されている」とある
- ・どうやら、北海道でもオーロラを見ることができるようだ。

第一の具体例はインターネット上に一次資料が存在したが、この第二の事例では一次資料は書籍として提供されている。この事例により、インターネットに記載されている内容が正確かどうか確認するためには、書籍を使う必要があり、そのためには図書館を活用することが望ましいことを説明できる。

本節で示したように、「調べ学習」における調査では、どの情報を採用すれば良いかという「メディア・リテラシー」の実践が重要である。

## おわりに

本稿では、稚内北星学園大学で行ってきた「調べ学習」に関する授業・講習などの内容を紹介してきた。学習指導要領の実質陶冶から形式陶冶への移行の流れの中で、「調べ学習」の重要性は増すばかりである。しかし、「情報教育の進展」という社会的要請の中で、現在の「調べ学習」は「コンピュータ・リテラシー」の要素だけに囚われがちな現状がある。

こうした状況の中で、筆者らの取り組みで重視したことは、「調べ学習」に「コンピュータ・リテ

ラシー」だけでなく「情報リテラシー」や「メディア・リテラシー」の要素を組み込むことであった。

このことは、「調べ学習」における学校図書館や教員の役割を再確認し、それらと情報技術を効果的に組み合わせるといった活動に他ならない。

これまでの筆者らの取り組みは、「調べ学習」を指導する教員への指導法を確立するというものであった。今後の研究においては、児童生徒に直接「調べ学習」の方法論を教授することで知見を深め、特に児童生徒の発達段階別の教授法について課題を発見したいと考えている。

#### ● 英文タイトル

How to teach "investigative learning" utilizing libraries and the Internet

#### ● 英文要約

With the development of information society, it has become increasingly important for schools to foster students' ability to make good use of various kinds of information resources in which information is easily updatable as well as paper medium, which defies updating information. In our university, we have been tackling this challenge in teaching the courses designed for students who aim at qualifying as school librarians. In addition, as an attempt characteristic of our university, we have taught the methods of teaching "investigative learning" five times in the course for renewing teaching license, which started in January 2010.

What that process brought home to us is that how to teach "investigative learning" utilizing libraries and the Internet in particular, what you have to be aware of when using the Internet is now an essential problem which confronts all teachers, not school librarians alone. Nevertheless, the specific methods of teaching have yet to become a matter of common knowledge among school- teachers.

In this paper, therefore, we will present several points to be aware of when teaching "investigative learning" with reference to the textbooks used in our university's regular curriculum and the course for renewing teaching license, thereby searching for more effective teaching methods.

